

第1表 歳入歳出予算

歳 入

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 保 険 料		3,044,963
	1. 介 護 保 険 料	3,044,963
2. 使 用 料 及 び 手 数 料		264
	1. 手 数 料	264
3. 国 庫 支 出 金		3,527,641
	1. 国 庫 負 担 金	2,681,471
	2. 国 庫 補 助 金	846,170
4. 支 払 基 金 交 付 金		4,141,724
	1. 支 払 基 金 交 付 金	4,141,724
5. 府 支 出 金		2,243,040
	1. 府 負 担 金	2,124,570
	2. 府 補 助 金	118,470
6. 財 産 収 入		1,466
	1. 財 産 運 用 収 入	1,466
7. 繰 入 金		2,983,899
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	2,496,685
	2. 基 金 繰 入 金	487,214
8. 諸 収 入		3
	1. 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1
	2. 市 預 金 利 子	1
	3. 雑 入	1
歳 入 合 計		15,943,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 総 務 費		313,306
	1. 総 務 管 理 費	183,470
	2. 徴 収 費	6,920
	3. 介 護 認 定 審 査 会 費	120,912
	4. 趣 旨 普 及 費	2,004
2. 保 険 給 付 費		14,787,826

	1. 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	14,410,831
	2. 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	360,406
	3. そ の 他 諸 費	16,589
3. 地 域 支 援 事 業 費		816,607
	1. 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	447,637
	2. 一 般 介 護 予 防 事 業 費	103,311
	3. 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	263,817
	4. そ の 他 諸 費	1,842
4. 基 金 積 立 金		8,261
	1. 基 金 積 立 金	8,261
5. 公 債 費		2,000
	1. 公 債 費	2,000
6. 予 備 費		15,000
	1. 予 備 費	15,000
歳 出 合 計		15,943,000

令和2年度宇治市墓地公園事業特別会計予算

令和2年度宇治市の墓地公園事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ174,500千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金

額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入		(単位 千円)
款	項	金 額
1. 使 用 料 及 び 手 数 料		19,795
	1. 使 用 料	5,000
	2. 手 数 料	14,795
2. 繰 入 金		10,882
	1. 一 般 会 計 繰 入 金	10,882
3. 諸 収 入		23
	1. 市 預 金 利 子	1
	2. 雑 入	22
4. 市 債		143,800

	1. 市	債	143,800
歳 入 合 計			174,500

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1. 事 業 費		167,841
	1. 事 業 費	167,841
2. 公 債 費		6,259
	1. 公 債 費	6,259
3. 予 備 費		400
	1. 予 備 費	400
歳 出 合 計		174,500

第 2 表 地 方 債

(単位 千円)

起 債 の 目 的		限 度 額		起債の方法	利 率	償還の方法
墓地公園建設事業債		143,800	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるため必要な金額をこれに加算した額。	証券借入又は証券発行 発行価格は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えすることができる。
合 計		143,800				

令和2年度宇治市水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和2年度宇治市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

- (1) 給水人口 185,000 人
(2) 給水戸数 83,300 戸
(3) 年間総配水量 20,505,000 m³

自己水源（浄水場）						京都府営水道
宇治	神明	奥広野	西小倉	開	池尾	
5,073,000	164,000	70,000	1,114,000	0	2,000	14,082,000

- (4) 一日平均配水量 56,200 m³
(5) 一日最大配水量 61,500 m³
(6) 一人一日平均配水量 304ℓ
(7) 一人一日最大配水量 332ℓ
(8) 主要な建設改良事業
(ア) 施設改良事業 2,905,556 千円

下水道受託工事ほか

φ50mm～350mm L=2,215m

老朽管更新等に伴う配水管改良工事ほか

φ50mm～700mm L=4,742m

配水管改良工事に伴う舗装本復旧工事

A=21,480 m²

浄水配水施設改良工事

浄水配水施設改良工事一式

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款	水道事業収益	3,848,422千円
第1項	営業収益	3,400,481千円
第2項	営業外収益	447,922千円
第3項	特別利益	19千円

支 出

第1款	水道事業費用	3,744,854千円
第1項	営業費用	3,629,758千円
第2項	営業外費用	105,896千円
第3項	特別損失	8,200千円
第4項	予備費	1,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額903,156千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額181,969千円及び過年度分損益勘定留保資金721,197千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款	資本的収入	2,457,906千円
第1項	企業債	1,436,300千円
第2項	寄付金	10,000千円
第3項	工事負担金	382,616千円
第4項	出資金	628,990千円

支 出

第1款	資本的支出	3,361,062千円
第1項	建設改良費	2,912,961千円
第2項	企業債償還金	447,101千円
第3項	予備費	1,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事 項	期 間	限度額
水道検針等委託業務	自 令和2年度 至 令和5年度	172,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
上水道事業債	1,436,300	証券発行の方法によって起債する場合発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額をうめるために必要な金額をこれに加算した額。 証券発行又は証券発行は額面金額100円につき98円以上とする。	年4%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。	政府資金についてはその融資条件による。銀行その他の場合には、その債権者と協定するものとする。 ただし、財政等の都合により償還期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は借換えることができる。
合 計	1,436,300			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用及び特別損失との間

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 647,276千円

（他会計からの補助金）

第10条 上水道事業債等利子償還及び統合した簡易水道事業等に係る維持管理費用に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、17,512千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第11条 たな卸資産の購入限度額は、32,981千円と定める。

令和2年度宇治市公共下水道事業会計予算

（総則）

第1条 令和2年度宇治市公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

（1）処理区域面積 1,930 ha

（2）年間総処理水量 18,300,000 m³

（3）一日平均処理水量 50,137 m³

（4）主要な建設改良事業

（ア）管渠（污水）建設費 2,417,685千円

東宇治処理区 L=164m

洛南処理区 L=6,428m

（イ）管渠等（雨水）建設費 1,378,200千円

東宇治処理区雨水施設整備事業

洛南処理区雨水施設整備事業

（ウ）処理場建設費 1,347,883千円

東宇治浄化センター 3・4池改築工事

東宇治浄化センター 11・12池建設工事

（エ）流域下水道建設費 215,023千円

洛南浄化センター 建設事業費負担金

（収益的収入及び支出）

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 下水道事業収益 5,699,539千円

第1項 営業収益 3,014,372千円

第2項 営業外収益 2,685,167千円

支 出

第1款 下水道事業費用 5,581,044千円

第1項 営業費用 4,861,423千円

第2項 営業外費用 704,921千円

第3項 特別損失 10,700千円

第4項 予備費 4,000千円

（資本的収入及び支出）

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,643,660千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額277,573千円、過年度分損益勘定留保資金197,909千円及び当年度分損益勘定留保資金1,168,178千円で補てんするものとする。）。)

収 入

第1款 資本的収入 5,928,155千円

第1項 企業債 3,150,600千円

第2項 国庫補助金 2,059,000千円

第3項 他会計出資金 484,346千円

第4項 他会計補助金 234,129千円

第5項 その他資本的収入 80千円
支 出

第1款 資本的支出 7,571,815千円
第1項 建設改良費 5,358,791千円
第2項 企業債償還金 2,209,024千円
第3項 予備費 4,000千円
（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

事 項	期 間	限度額
宇治市水洗便所改造資金融資 あつ旋制度に対する利子補給 補助（令和2年度分）	自 令和2年度 至 令和9年度	融資金利子に 相当する額
公共下水道処理場改築修繕事 業（その1）	自 令和2年度 至 令和4年度	1,020,000
雨水貯留施設（堀池貯留管）整 備工事	自 令和2年度 至 令和3年度	858,000

（企業債）

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

（単位 千円）

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
下水道事業債	3,150,600	証券発行の 方法によって 起債する場合 発行価格が額 面金額を下回 るときは、そ の発行価格差 減額をうるた め必要な金 額をこれに加 算した額。	証書借入 又は 証券発行 発行価格 は額面金額 100円につき 98円以上と する。	年4%以内 ただし、利率 見直し方式で借 り入れる政府資 金及び地方公共 団体金融機構資 金について、利 率の見直しを 行った後におい ては、当該見直 し後の利率。
合 計	3,150,600			

（一時借入金）

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）営業費用と営業外費用及び特別損失との間

（議会の議決を経なければ流用することができない経費）

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額をそれ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（1）職員給与費 376,518千円

（他会計からの補助金）

第10条 下水道事業費用及び資本的支出に充てるため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,190,168千円である。

令和元年度宇治市一般会計補正予算（第7号）

令和元年度宇治市の一般会計の補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ166,736千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ65,018,663千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

（単位 千円）

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
16. 国 庫 支 出 金		12,458,294	71,261	12,529,555
	2. 国 庫 補 助 金	2,126,727	71,261	2,197,988
17. 府 支 出 金		5,201,951	6,000	5,207,951
	2. 府 補 助 金	1,380,782	6,000	1,386,782
20. 繰 入 金		521,812	54,000	575,812
	2. 基 金 繰 入 金	521,807	54,000	575,807
21. 繰 越 金		279,889	725	280,614
	1. 繰 越 金	279,889	725	280,614
22. 諸 収 入		2,935,788	34,750	2,970,538
	5. 雑 入	421,064	34,750	455,814

歳 入 合 計	64, 851, 927	166, 736	65, 018, 663
---------	--------------	----------	--------------

歳 出 (単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
3. 民 生 費		29, 366, 671	37, 736	29, 404, 407
	1. 社 会 福 祉 費	13, 052, 518	3, 000	13, 055, 518
	2. 児 童 福 祉 費	11, 129, 950	34, 736	11, 164, 686
4. 衛 生 費		4, 477, 379	61, 000	4, 538, 379
	1. 保 健 衛 生 費	1, 858, 374	61, 000	1, 919, 374
7. 商 工 費		2, 269, 451	20, 000	2, 289, 451
	1. 商 工 費	2, 269, 451	20, 000	2, 289, 451
10. 教 育 費		5, 462, 782	48, 000	5, 510, 782
	2. 小 学 校 費	1, 983, 555	48, 000	2, 031, 555
歳 出 合 計		64, 851, 927	166, 736	65, 018, 663

第 2 表 繰越明許費補正

1. 追加 (単位 千円)

款	項	事 業 名	金 額
3. 民生費	1. 社会福祉費	障害福祉サービス事業所等支援事業	3, 000
	2. 児童福祉費	障害児通所給付事業（体制強化分）	6, 600
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルス感染症対策事業	61, 000
7. 商工費	1. 商工費	中小企業緊急支援事業	20, 000
10. 教育費	2. 小学校費	学校臨時休業対策事業	48, 000

第 3 表 債務負担行為補正

1. 追加 (単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付制度に対する利子補給補助 （令和元年度緊急融資分）	自 令和 元年度 至 令和 5 年度	緊急融資に伴う融資金利子 に相当する額（融資実行日 から36ヵ月分）

令和2年度宇治市一般会計補正予算（第1号）

令和2年度宇治市の一般会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ62,701,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
20. 繰 入 金		492,088	1,000	493,088
	1. 基 金 繰 入 金	492,088	1,000	493,088
歳 入 合 計		62,700,000	1,000	62,701,000

歳 出		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
7. 商 工 費		1,990,976	1,000	1,991,976
	1. 商 工 費	1,990,976	1,000	1,991,976
歳 出 合 計		62,700,000	1,000	62,701,000

第2表 債務負担行為補正

1. 追加

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
株式会社日本政策金融公庫小規模事業者経営改善資金貸付制度に対する利子補給補助 (令和2年度緊急融資分)	自 令和 2年度 至 令和 6年度	緊急融資に伴う融資金利子 に相当する額(融資実行日 から36ヵ月分)

令和2年度宇治市国民健康保険事業特別会計

補正予算（第1号）

令和2年度宇治市の国民健康保険事業特別会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,000千円

を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,959,000千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入		(単位 千円)		
款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
4. 府 支 出 金		13,039,640	5,000	13,044,640
	1. 府 補 助 金	13,039,640	5,000	13,044,640
歳 入 合 計		17,954,000	5,000	17,959,000

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の予算額	補 正 額	計
2. 保 険 給 付 費		12, 940, 731	5, 000	12, 945, 731
	7. 傷 病 手 当 金	0	5, 000	5, 000
歳 出 合 計		17, 954, 000	5, 000	17, 959, 000

宇治市告示第64号

指定介護予防支援事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の22第1項の規定により、介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示します。

令和2年4月17日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26012 00088	榎島地域包括支援センター	社会福祉法人 一竹会	令和2年4 月1日	介護予防支援
	宇治市榎島町郡50番地の1			
26012 00070	南部・三室戸地域包括支援センター	社会福祉法人 宇治明星園	令和2年4 月1日	介護予防支援
	宇治市菟道岡谷16番地の3			

宇治市告示第65号

指定地域密着型サービス事業者の指定について

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条の2第1項の規定により、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第78条の11第1号の規定により告示します。

令和2年4月17日

宇治市長 山本 正

介護保険 事業所番号	事業所の名称	申請者の名称	指定年月日	サービスの種類
	事業所の所在地			
26912 00246	宇治おかもと安心介護の家（小規模多機能型）	社会医療法人 岡本病院（財団）	令和2年5 月1日	小規模多機能型 居宅介護
	宇治市神明石塚54番地の18			

公 告

宇治市公告第11号

黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その2）に係る一般競争入札について

黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その2）について、一般競争入札を行いますので、次のとおり公告します。

なお、本工事は、京都府電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）による電子入札対象案件です。

令和2年4月3日

宇治市長 山本 正

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 黄檗公園野球場グラウンド改修工事（その2）
 (2) 工事場所 宇治市五ヶ庄三番割 地内
 (3) 工事概要 工事内容は、次の事項を予定している。

土工	一式
構造物取壊し工	一式

・園路広場整備工

アスファルト舗装工 A = 360㎡

園路縁石工 L = 66m

・グラウンドコート整備工

内野舗装工 A = 3,700㎡

外野舗装工 A = 7,830㎡

グラウンドコート縁石工 L = 110m

競技施設工 一式

野球場施設改修工 一式

(4) 工 種 造園工事

(5) 工事期間 契約日から令和3年1月29日まで 204日間

(6) そ の 他 本件は資本関係又は人的関係のある会社の同一入札への参加制限を適用する。

2 入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件の全てを満たすこと。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該

当していないこと。

（2）宇治市入札参加資格者名簿に登録されていること。

（3）4（2）③に定める一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の受付期間の最終日から入札執行の日までの期間に「宇治市競争入札等参加資格の停止に関する要領」に基づく指名停止措置を受けていないこと。

（4）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法に基づき更生手続開始決定がなされている場合及び民事再生法に基づき再生手続開始決定がなされている場合を除く。

（5）宇治市暴力団排除条例（平成25年宇治市条例第43号）第2条第4号の暴力団員等又は同条第5号の暴力団密接関係者でないこと。

（6）建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定による特定建設業の許可を造園工事業について受けている単体企業であること。

（7）本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効な建設業法第27条の2第1項の規定による経営事項審査（以下「経営事項審査」という。）を受けしており、かつ、経営事項審査の総合評定値通知における造園の平均完成工事高を有していること。

なお、当該総合評定値通知は、本件確認申請書受付期間の最終日現在で、有効なものではない。

（8）社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）加入業者であること。

（9）会社として野球場グラウンドの工事施工実績（過去10年以内及び元請のものに限る。）を有すること。

（10）公益財団法人日本体育施設協会又は一般社団法人日本運動施設建設業協会の会員であること。

（11）以下の全ての条件を満たす監理技術者を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 本工事を施工するに当たり必要な資格を有すること。

③ 営業所における専任の技術者以外の技術者であること。

（12）以下の全ての条件を満たす現場代理人を工事現場に専任で配置し得ること。

① 確認申請書の提出日以前に3か月以上の雇用関係にあること。

② 営業所における専任の技術者以外の者であること。

3 入札参加資格の確認

（1）本工事の入札に参加しようとする者は、確認申請書及び資格確認資料を提出し、入札参加資格の有無について確認を受けなければならない。

なお、期限までに確認申請書及び添付資料を提出しない者並びに入札参加資格を有しない者は、本件入札に参加することができない。

（2）資格確認資料として添付する書類

資格確認資料は、次のものとする。

① 施工実績調書

② 配置予定監理技術者調書

③ 配置予定現場代理人調書

（配置予定監理技術者が配置予定現場代理人を兼務する場合は不要）

④ 建設業の許可を証する書類の写し

⑤ 公益財団法人日本体育施設協会又は一般社団法人日本運動施設建設業協会の会員であることを証する書類の写し

⑥ 経営規模等評価結果通知書及び総合評定値通知書の写し

（3）提出部数 1部

4 入札参加資格の確認手続

（1）確認申請書及び関係書類の配布

① 入手方法

・原則として、京都府入札情報公開システム（以下「入札情報公開システム」という。）の入札公告・入札情報からダウンロードすること。

・やむを得ず窓口配布を希望する場合は、配布期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

② 配布期間

令和2年4月3日 午前9時から

令和2年4月9日 午後2時まで

③ その他

確認申請書等作成説明会は、実施しない。

（2）確認申請書の提出

① 提出方法等

・電子入札システムにより確認申請書を提出する者（以下「電子入札者」という。）は、電子入札システムの該当案件から確認申請書を提出すること。

なお、添付書類のファイルサイズが総量で2メガバイトを超える場合は、添付書類の全てを持参し、又は郵送すること（③に示す受付期間内に必着させ、郵便書留等の配達記録が残る方法を利用するものに限る。）。

・やむを得ず、発注者の承諾を得て紙入札方式により入札参加する者（以下「紙入札者」という。）は、③に示す受付期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に提出書類を持参すること。

② 持参し、又は郵送する場合の提出先

〒611-8501

京都府宇治市宇治琵琶33番地 宇治市総務部契約課

③ 確認申請書及び添付書類の受付期間

令和2年4月3日 午前9時から

令和2年4月9日 午後2時まで

（3）入札参加資格の確認通知

確認申請書及び資格確認資料等により入札参加資格の有無を審査し、結果を通知する。

① 審査結果は、令和2年4月21日に電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札者にはファックス等により連絡するので、連絡以降、通知書を宇治市総務部契約課まで受け取りに来ること。

② 資格審査結果に対する説明は、宇治市総務部契約課において行う。

（4）その他

① 確認申請書等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

② 提出された確認申請書等は返却しない。

③ 提出期限の日以降における確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

5 設計図書の配布

（1）入手方法

① 原則として、入札情報公開システムの入札公告・入札情報からダウンロードすること。ただし、ダウンロードするには、別に通知しているパスワードを入力する必要がある。

② やむを得ず窓口配布を希望する場合は、有償で配布するので、確認申請書

の受付期間内（閉庁日及び正午から午後1時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ問合せの上、入手すること。

（2）配布期間

令和2年4月3日 午前9時から

令和2年4月9日 午後2時まで

6 設計図書類に関する質疑回答

（1）提出方法

設計図書等に対する質疑がある場合は、書面に要旨をまとめ、次の提出先へ持参し、又はファックスにより提出すること（郵送及び電子メールによるものは受け付けない。）。

（2）提出先

質疑宛先：宇治市総務部契約課

FAX番号：0774-20-8778

（3）質疑の受付期間

令和2年4月3日 午前9時から

令和2年4月22日 正午まで

（4）回答

回答については、令和2年4月28日午後1時以降に入札情報公開システムに掲載する。

7 入札期間及び開札の日時

（1）入札期間

令和2年5月12日 午前9時から午後6時まで

令和2年5月13日 午前9時から午後2時まで

（2）開札日時

令和2年5月14日 午前9時

8 入札書の提出方法

（1）電子入札者は、本公告に示す入札期間内に電子入札システムにより入札書を提出すること。

（2）紙入札者は、本公告に示す入札期間内（正午から午後1時まで及び午後5時から午後6時までを除く。）に宇治市総務部契約課へ本市様式による入札書を提出すること（必着）。

なお、提出方法の詳細について、入札事務関係職員の指示に従わなければならない。

9 入札方法等

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

10 入札の無効

次の入札は、無効とする。

（1）本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札。

なお、入札参加資格のある旨確認された者であっても、入札時点において本公告に示した入札に参加する必要な資格のない者は、入札参加資格を有しない者に該当する。

（2）その他の事項は、宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

11 予定価格

本件の予定価格は、206,932,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）である。

12 最低制限価格

本件については、最低制限価格を設定しない。

低入札価格調査制度を採用する。

なお、調査基準価格は、166,712,000円（消費税及び地方消費税相当額を含まない。）である。

13 落札者の決定

宇治市工事等競争入札心得及び宇治市建設工事等電子入札運用基準による。

14 入札保証金

入札保証金は免除する。ただし、落札者が契約をしない場合は、落札金額の100分の3相当額の違約金を徴収する。

15 契約

本件の契約締結については、仮契約締結後、当該契約議案が宇治市議会の議決を要するものである。本契約書は、宇治市工事請負契約約款に基づき作成する。

16 契約保証金

宇治市工事等競争入札心得による。

17 支払条件

（1）前払金

前払金は、請負代金の額に100分の40を乗じて得た額とする。

（2）部分払

部分払は、行わない。

（3）各年度の支払限度額

18 閲覧

宇治市財務規則（昭和44年宇治市規則第1号）、宇治市公共工事の前払金に関する規則（昭和49年宇治市規則第32号）、宇治市工事請負契約約款、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度の運用に関する要領は、閲覧することができる。

19 その他

（1）入札参加者は、工事入札にあたっての注意事項など（電子入札実施用）、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度の運用に関する要領を熟読し、遵守すること。

（2）確認申請書及び資格確認資料に虚偽の記載をした場合には、宇治市の指名停止措置を行うことがある。

（3）入札辞退者に不利益を課すことはない。

（4）新型コロナウイルス感染症、東日本大震災等の影響により、全国的に建設工事現場で資材が不足することが懸念されるため、入札参加に当たっては建設資材等の調達について十分注意すること。

（5）1から19までに定めるもののほか、宇治市財務規則、宇治市公共工事の前払金に関する規則、宇治市工事等競争入札心得、宇治市建設工事等電子入札運用基準及び低入札価格調査制度の運用に関する要領の定めるところによる。

なお、1から19までに定めるもののほか、事務上の都合により、必要に応じて宇治市長が一部を変更し、又は追加する場合がある。

問合せ先 宇治市総務部契約課

郵便番号 611-8501

所在地 京都府宇治市宇治琵琶33番地

電話番号 0774-20-8716

FAX番号 0774-20-8778

（揭示済）